

妊娠・出産・育児・介護等に関わるわたしたちの権利

○特休・病休については臨時的任用教職員も同等です。

(2019年5月現在)

権	利	内	容	備考・手続 (取得月日)	権	利	内	容	備考・手続 (取得月日)
妊娠・出産・育児等に関わる権利	①生理休暇	1回につき2日。(2日をこえると病休)		<特休>	育児・介護に関わる権利	⑬育児休業	男女すべての教職員が子が満3歳に達する日(3歳の誕生日の前日)まで休業できる。 ●共済組合から育児休業手当金が支給される。 180日まで1日あたり(標準報酬月額/22×67%) (2014年4月から) 181日以降1日あたり(標準報酬月額/22×50%) ●産前6週間(多胎妊娠は14週間)産後8週を上限に申請により掛金は免除される。(2014年4月から) ●育児休業中の掛金は、申出により免除される。 (2005年4月から、子が3歳になるまでに延長) ●互助会から育児休業給付金が互助会掛金相当額支給される。	●昇給延伸は4年で回復。 (2004年から4年に短縮) ●子が2歳(条件により)になるまで、共済組合の育児休業手当金が支給される。(2017年10月から) ●復職直後に復元調整がされる。(2006年4月から) ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。(2013年4月から) ●将来的に養子縁組する子も対象。(2017年1月から)	
	②結婚休暇	7日以内。(週休日・休日・代休日を除く連続した7日間)		<特休>		⑭産後パパ育児	子の出生後8週間以内に最初の育児休業をした男性職員は特別事情がなくても再び育児休業をすることができる。	(2010年7月から)	
	③妊婦の勤務軽減	妊娠した女性の請求により、他の軽易な業務へ転換。 (労基法65条③)	校長へ口頭申入。			⑮育児短時間勤務制度	小学校入学前の子を養育するために、下記の勤務形態で働くことが出来る。育児短時間勤務をしようとする職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難な場合を除き、承認される。 形態1:週5日(1日3時間55分) 2:週5日(1日4時間55分) 3:週3日(1日7時間45分) 4:週3日(2日は7時間45分、1日は3時間55分)	(手続き) 育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに。 期間の延長は、子が小学校に入学するまで可能。1月以上1年以下の期間で、繰り返し延長することができる。 (給与) 給料月額「通常の月額×(1週間の勤務時間数/38時間45分)」	
	④体育代替	体育実技の代替のため、妊娠判明時から産休に入るまで非常勤講師が派遣される。 ●小学校 女性教員が複数妊娠した場合や、担任外がないなど校内体制で対応が困難な場合、請求できる。 ●中学校 体育を週10時間程度以上担当する教員は妊娠にともない代替を請求できる。				⑯部分休業	勤務時間の始め、または終わりの2時間以内の時間。(30分単位)男女に適用。	小学校就学前の子。(2007年8月) 給与:休業時間に応じて減額 育児休業と同様に復元措置がされる。(2008年4月から) ⑯と合わせて2時間まで。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。(2013年4月から)	
	⑤通勤緩和休暇	出勤・退勤時の通勤緩和のため、1日に60分の範囲内で出勤または退勤時に取得できる。		<特休>		⑰乳幼児の介護休暇	小学校就学前の子の予防接種・健康診断・健康診査の時に付き添いが必要な場合、またはその期間。	<特休>	
	⑥妊娠・出産通院休暇	母子保健法に基づき、妊娠中や産後1年以内に健康診査、保健指導を受ける場合。それぞれ1日の範囲内とする。	●妊娠23週までは4週間に1回。 ●24週～35週までは2週間に1回。 ●36週から産産までは週1回。 ●産後1年までは、その間に1回。			⑱子らの看護休暇	●中学校3年生までの子、配偶者、父母、配偶者の父母が負傷、疾病のため看護を必要とする場合、子1人について年5日以内、2人以上は年10日以内。10日の休暇を付与される職員であっても、配偶者、父母及び配偶者の父母の看護のために取得できる。日数は5日が上限。(2018年4月から) ●インフルエンザで施設閉鎖になった場合の罹患していない子も該当。(2010年1月から)	<特休>校長の状況認知でよい 1時間単位でも取得できる。(2005年2月25日から) 小学6年生までの子。(2008年4月から) 年10日まで。(2010年1月から) 中学校3年生までの子。(2017年1月から) 配偶者、父母、配偶者の父母も対象に。(2018年4月から)	
	⑦妊娠障害休暇(つわり休暇)	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する障害により勤務が困難な場合。10日の範囲内。		<特休> 1時間単位でも取得できる。 (2010年1月から)		⑲男性の育児参加のための休暇	男性職員が、妻の産前産後期間内に妻の出産に係る子又は職員の小学校3年生までの子を養育する場合に取得できる。5日以内で1日又は1時間単位で取得。	<特休>(2005年2月25日から) 小学3年生までの子。 (2005年4月から)	
	⑧不妊治療・妊娠に起因する疾病	不妊治療や妊娠に関する疾病(妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症)などの場合、3ヶ月以内の病気休暇が取得できる。		<病休> ●病休は、1時間あるいは1日を単位として取ることができる。 ●1週間以上病休を取る場合、市町村によっては医師の診断書を求められる。		⑳介護休暇	●長期看護を必要とする場合。 ●1つの要介護状態につき、分割して3回以下かつ通算して6月以内。(2017年1月から) ●1日・半日又は1時間単位。(1日4時間以内) ●共済から1つの要介護状態ごとに、日数を通算して66日を超えない範囲で1日につき標準報酬日額の67%が給付される。 ●互助会から1日につき給料日額の6割相当から共済給付額を控除した額が給付される。	●介護休暇処理表 医師の診断書か介護事由を証明する書類 } を提出。 ●申請期限が「1週間前」から「あらかじめ」に緩和。 (2005年2月25日から) ●一人で介護することが困難な場合、配偶者と同時利用可能。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 (2017年1月から)	
	⑨妊娠中の休息・補食のための休暇	母体または胎児の健康保持のため、適宜休憩する、または補食する場合。休息・補食のために必要とする期間。(時間)		<特休>		㉑短期介護休暇	●要介護者の介護及びその世話をを行うための休暇。 ●要介護者1人に5日、2人以上は10日。	<特休>(2010年5月11日から) ●要介護者の状態等申出書を提出、診断書は不要。 ●1時間単位でも取得できる。 (対象) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(同居条件なし 2011年1月から) ●一人で介護することが困難な場合、配偶者と同時利用可能。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。	
	⑩出産休暇	産前8週間、多胎妊娠の場合は14週間、産後8週間の範囲内で産休が取得できる。 ●産前休暇は、「6週間(母性保護のため必要がある場合にあっては8週間)」となっている。産前休暇は、本人の請求権休暇である。 ●産後休暇は、「出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間」となっている。産後休暇は、任命権者が与えなければならない付与義務のある休暇である。		<特休> ●共済より出産費等が給付される。(42万円) ●共済より出産費附加金が給付される。(5万円) ●互助会より出産保育費が給付される。(3万円)		㉒介護時間	●介護のため1日につき2時間の範囲内(取得単位は30分)で勤務しないことができる。 ●最長で連続3年間取得できる。	●介護時間を取得した時間は無給となるが、昇進・勤労手当で不利にならないよう、勤務しなかった時間を日に計算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しない。 ●一定の要件を満たす場合、非常勤教職員も対象に。 (2013年4月から)	
	⑪配偶者出産休暇	妻が出産する場合、入院する日から、産後2週間の範囲で3日以内。		<特休> ●出産に伴う入院の付添いに加え、出産時や入院中の付添い、出生の届出等にも利用できる。 ●1時間単位でも取得できる。 (2005年2月25日から)					
	⑫育児時間	生後1年6月に達しない子を育てる職員がその子の保育のための時間を請求した場合。1日2回それぞれ1時間。		<特休> ※配偶者が育休中又は養育できる親がいる場合不可。 (2004年から1年6月に延長) 2時間のまとめでとりも可能。(2011年1月から)					

◎健康で働き続けるために、権利を知り、みんなで行使していきましょう。

※くわしい手続きについては、岩教組「組合員手帳」、岩手県「教育関係者必携」や公立学校共済組合岩手支部・(財)岩手県教職員互助会「福祉のしおり」をごらんください。

※必要な用紙は各職場の事務担当の方に申し出てください。

⑬⑭⑮⑯は、配偶者の育児休業取得の有無のほか常態として子を養育できる親の有無に関りなく取得できる(2010年7月から)